

令和5年度実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験の概要

沖縄県教育委員会

主なスケジュール（予定）

◆願書の受付 令和5年4月1日（土）～4月28日（金） ※郵送のみ 4/28 消印有効

◇電子申請入力期間・・・令和5年4月1日（土）0時～4月28日（金）15時59分

※特例対象者申請の請求・・・令和5年4月3日（月）以降

○第1次選考試験日 令和5年7月9日（日）

第1次合格発表：令和5年8月中旬

○第2次選考試験日 令和5年9月2日（土）～9月3日（日）

最終合格発表：令和5年10月下旬

※台風等で延期になる場合のスケジュールは、「9 暴風雨時等の対応」参照

【主管課】沖縄県教育庁学校人事課 電話番号：098-866-2730 住所：〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 13階

沖縄県公立学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ。）教員等の採用にあたり、次のとおり教員候補者選考試験を実施する。

1 選考で重視する視点

次の「求める教員像」に合致する者を選考する。

- 人間性豊かで、教育者としての使命感と幼児児童生徒への教育的愛情のある教員
- 幅広い教養と教育に関する専門的知識・技能を有し、常に学び続ける実践的指導力のある教員
- 沖縄県の自然、歴史及び文化に誇りを持ち、多様性を受容し、グローバルな視点を兼ね備えた教員
- 豊かなコミュニケーション能力を有し、組織力を活用できる総合的な人間力を持った教員

2 募集校種・教科等

校種等	教科等	採用予定者数
(1) 小学校教諭等 ※右記の校種等（教科）は、第2志望で(1)小学校教諭等に併願できる。	(2)中学校教諭等（全教科）	230名程度 (併願：20名以内)
(2) 中学校教諭等	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	120名程度
(3) 高等学校教諭等	国語、地理歴史、公民、数学、理科（物理）、理科（化学）、理科（生物）、理科（地学）、保健体育、音楽、美術、英語、家庭、情報、農業、商業、水産、工業（機械）、工業（電気）、工業（建築）、工業（土木）	45名程度
(4) 特別支援学校小学部教諭等		10名程度
(5) 特別支援学校中学部・高等部教諭等（共通）	保健体育、音楽、美術	5名程度
(6) 養護教諭等		10名程度

注意事項

- ① 「(2)中学校教諭等」を第1志望で志願・受験する者で、小学校の教育職員普通免許状を所有している者（取得見込み含む。）は、第2志望で小学校教諭等へ志願し、2校種の第1次試験を受験することができる。なお、第1志望で第1次試験を合格した者は、第2志望の合格対象者とならない。
- ② ①の併願により第2志望で小学校教諭等に最終合格した場合、小学校への配属の際、専科教諭とは限らない。
- ③ 1人が志願できるのは、①に該当する者以外は、上記のうちいずれかの校種等に限り、校種等の中にさらに教科等の区分がある場合は、そのうちのいずれかの教科等に限る。
- ④ 校種等(2)、(3)の区分で合格した者のうち一部は、特別支援学校中学部又は高等部に配属になることがある。
- ⑤ 「教諭等」には、任用の期限を付さない常勤講師を含む。なお、日本国籍を有しない者を採用する場合には、任用の期限を付さない常勤講師とする。

3 一般選考の受験資格

次のすべてに当てはまる者とする。

- (1) 昭和39年4月2日以降に出生した者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の規定に該当しない者
- (3) 活字印刷又は点字により出題される試験に対応できる者
- (4) 令和6年4月1日時点で有効な、受験する教科等の教育職員普通免許状（以下「免許状」という。）を所有している（令和6年3月31日までに取得見込みの場合を含む。以下同じ。）者。ただし、高等学校教員資格認定試験合格により授与された看護、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の普通免許状は除く。
 - ① 「2 募集校種・教科等（1ページ）」の校種等(5)については、中学校又は高等学校のどちらかの免許状のみで受験することができる。
 - ② 「2 募集校種・教科等（1ページ）」の校種等(3)「水産」は、「商船」の免許状で受験することができる。
 - ③ 「2 募集校種・教科等（1ページ）」の校種等(2)、(3)、(5)の「保健体育」は、「保健」の免許状で受験することができない。
 - ④ 「3 募集校種・教科等（1ページ）」の校種等(4)「特別支援学校小学部教諭等」については小学校の免許状、校種等(5)「特別支援学校中学部・高等部教諭等（共通）」については中学校又は高等学校の対応する教科の免許状のほか、1以上の領域における特別支援学校教諭普通免許状（盲・聾・養護学校教諭免許状を含む。）がなければならない。ただし、1以上の領域における特別支援学校教諭免許状を採用後5年以内に取得する意思があればよいものとする。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）抜粋

- 第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法（昭和22年法律第26号）抜粋

- 第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。
- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
 - 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
 - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

特例対象者（次の特例に該当する者で、令和4年の提出期日までに特例希望届を提出した者）

令和4年度実施の本選考試験において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、やむを得ず受験できなかった者を特例対象者とする。

「第1次試験を合格した受験者のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、やむを得ず第2次試験を受験できなかった者に対して、特例で令和5年度実施沖縄県教員候補者選考試験における第1次試験を免除し、第2次試験の受験を認める。」

※ 第2次試験の詳細については、一般選考試験の第1次試験合格通知と同時期に送付する。

4 選考の種類

「(1)一般選考」「(2)障がいのある者を対象とした特別選考」「(3)スポーツ・芸術での技能や実績による特別選考」「(4)特定の資格を有する者を対象とした特別選考」「(5)沖縄県正規任用教諭経験者を対象とした特別選考」「(6)他都道府県現職正規任用教諭を対象とした特別選考」の6種類の選考を行う。なお、選考の結果、合格者がいない場合もある。

(1) 一般選考

	校種・教科等	第1次試験(7/9)	第2次試験(9/2～9/3)
ア	小学校教諭等、イ、ウを除く中学校教諭等、高等学校教諭等及び養護教諭等	・筆記試験 (専門試験) (一般教養及び教職教養試験)	・個人面接(模擬授業等含む。)
イ	中学校教諭等及び高等学校教諭等のうち「技術」「農業」「音楽」「美術」「家庭」「保健体育」の教科	※ 専門試験「英語」及び「音楽」では、音声による出題を含む	・個人面接(模擬授業等含む。) ※実技内容含む。
ウ	中学校教諭等及び高等学校教諭等のうち「英語」の教科		・個人面接(模擬授業等含む。) ※英語の口頭による質疑応答含む。
エ	特別支援学校小学部教諭等	・筆記試験 (専門試験及び特別支援学校専門試験) (一般教養及び教職教養試験)	・個人面接(模擬授業等含む。)
オ	特別支援学校中学部・高等部教諭等(共通)のうち「保健体育」「音楽」「美術」の教科		・個人面接(模擬授業等含む。) ※実技内容含む。

受験上の配慮を希望する者は、事前に沖縄県教育庁学校人事課(電話:098-866-2730、FAX:098-866-2724)まで相談すること。ただし、相談の内容によっては、試験の実施上、希望に沿えない場合もある。

(2) 障がいのある者を対象とした特別選考

対象校種・教科	「2 募集校種・教科等(1ページ)」の(2)から(5)までのいずれかの校種・教科等
最終合格者見込数	若干名
受験資格	「3 一般選考の受験資格(2ページ)」の(1)～(4)に加え、次のいずれかの手帳等の交付を受けている者(手帳等は、受験申込日及び受験日当日において有効であること)。 ① 身体障害者手帳 ② 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書 ③ 産業医による②に準じる診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものを除く。) ④ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 ⑤ 精神障害者保健福祉手帳
提出書類	一般選考の願書類に加えて「障がいのある者を対象とした特別選考申請書(様式1)」を提出すること。沖縄県教育委員会Webサイトから様式を印刷すること。
留意事項	① 審査の結果、特別選考の該当可否は6月下旬までに通知する。 ② 原則、試験の実施は一般選考と同様に行い、可否の判定は一般選考と別に行う。 ③ 受験上の配慮を希望する者は、提出書類(様式1)にその内容を記入すること。ただし、希望する内容によっては、試験の実施上、希望に沿えない場合もある。 ④ 本特別選考の受験資格を満たしていても、本特別選考を受験せず一般選考による試験を受験することもできる。 ⑤ 本特別選考の受験資格に該当すると認められなかった者は、一般選考による受験とする。 ⑥ 小学校教諭等への併願はできない。

(3) スポーツ・芸術での技能や実績による特別選考

対象校種・教科	中学校教諭等又は高等学校教諭等のうち「保健体育」「音楽」「美術」
最終合格者見込数	若干名
受験資格	「3 一般選考の受験資格(2ページ)」の(1)～(4)に加え、次の①又は②の条件に該当する

	<p>者</p> <p>① スポーツ分野 中学校教諭等又は高等学校教諭等のうち「保健体育」を受験する者で、学校教育活動に資すると認められる種目において秀でた技能・実績を持ち、国際的規模の競技会（オリンピック、ワールドカップ、世界選手権、IOCに加盟している国際競技団体が主催するアジア競技大会(OCA主催)）に日本代表として出場し、優秀な成績を収めた者やその指導者。</p> <p>② 芸術分野 中学校教諭等又は高等学校教諭等のうち「音楽」「美術」を受験する者で、受験する教科に関連する分野において秀でた技能・実績を持ち、国際レベルのコンクール、展覧会等で優秀な成績を収めた者やその指導者。</p>
提出書類	<p>一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。</p> <p>① 「スポーツ・芸術での技能や実績による特別選考申請書（様式2-1）」</p> <p>② 「スポーツ・芸術での技能や実績による特別選考課題作文（様式2-2）」 ※ 沖縄県教育委員会Webサイトから様式を印刷すること。</p> <p>③ 国際的な競技会、コンクール、展覧会等に参加した証明書、大会要項の写し、大会結果の新聞記事、賞状の写し、競技団体が発行する成績証明書等、実績を証明するもの。日本語以外の言語で記載されているものは、その日本語訳も添付すること。</p>
留意事項	<p>① 審査の結果、特別選考の該当可否は6月下旬までに通知する。</p> <p>② 本特別選考に該当すると認められた者は、第1次試験を免除し、第2次試験を受験する。第2次試験の詳細については、一般選考試験の第1次試験合格通知と同時期に送付する。</p> <p>③ 本特別選考に該当すると認められなかった者は、一般選考による受験とする。</p> <p>④ 本特別選考に該当すると認められなかった中学校教諭等「保健体育」「美術」「音楽」の志願者は、小学校教諭等へ併願することもできる。</p> <p>⑤ 本特別選考により第1次試験免除（全部）を受けられるのは、1回までとする。</p>

(4) 特定の資格を有する者を対象とした特別選考(高等学校教諭等「水産(海技士)」)

対象校種・教科	高等学校教諭等「水産」
最終合格者見込数	若干名
受験資格	<p>「3 一般選考の受験資格（2ページ）」の(1)～(3)に加え、次のすべてに該当する者</p> <p>① 三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格又はこれらより上級の資格の海技士、又は内燃機関三級海技士（機関）以上の資格を有している者で、それらの資格に基づく実務経験が出願時点で3年以上ある者</p> <p>② 短期大学卒業相当以上の学歴を有する者 注）高等専門学校、沖縄県立沖縄水産高等学校専攻科等を卒業した者及び専門士の称号を有している者を短期大学卒業相当とみなす。</p>
提出書類	<p>一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。</p> <p>① 「特定の資格を有する者を対象とした特別選考申請書（様式3）」 ※ 沖縄県教育委員会Webサイトから様式を印刷すること。</p> <p>② 海技免状の写し</p> <p>③ 3年以上の実務経験を証明する書類（船員手帳の写し等）</p>
留意事項	<p>① 審査の結果、特別選考の該当可否は6月下旬までに通知する。</p> <p>② 本特別選考に該当すると認められた者は、第1次試験を受験する。また、第2次試験の詳細については、一般選考試験の第1次試験合格通知と同時期に送付する。</p> <p>③ 高等学校教諭普通免許状「水産」若しくは「商船」を所有していない者は、最終合格後、沖縄県教育委員会が実施する教育職員検定に合格し、商船の特別免許状※の授与を受ける必要がある。</p> <p>④ 本特別選考で志願する者は、「5 第1次試験免除（一部）・第1次試験免除（全部）・加点」(5)にある「特定の資格を有する者を対象にした加点（海技士）」の対象とならない。</p> <p>⑤ 本特別選考の受験資格に該当すると認められなかった者で、高等学校教諭普通免許状「水産」若しくは「商船」を所有している者は、一般選考による受験とする。</p>

※ 特別免許状とは

学校現場の多様化への対応や活性化を図ることを目的として、大学等の教職課程を履修していないが、相当する教科に関連する専門的な知識や技能や経験を有している人を教員として学校に迎え入れるための「教諭」の免許状です。

特別免許状の授与については、各都道府県教育委員会が実施する教育職員検定に合格した者について授与され、その都道府県においてのみ効力を有します。

本特別選考により最終合格した者が、下記の一、二に該当する場合は、教育職員検定の実施に必要とされる任命権者としての推薦を行い、教育職員検定は当該推薦を踏まえて行います。

【教育職員検定の実施（教育職員免許法第5条第3項）】

前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

- 一 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- 二 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

「結・UI（ゆい・ゆい）特別選考」

(5) 沖縄県正規任用教諭経験者を対象とした特別選考

対象校種・教科	小学校教諭等、中学校教諭等
最終合格者見込数	各校種・教科で若干名
受験資格	「3 一般選考の受験資格（2ページ）」の(1)～(4)に加え、次のすべてに該当する者 ① 小学校教諭等若しくは中学校教諭等を受験する者 ② 沖縄県に所在する公立小学校若しくは中学校の正規任用教諭（主幹教諭、指導教諭を含む。）として通算3年以上（休職、育児休業等の期間は含まない。）の勤務経験を有し、介護・育児・配偶者の転勤等を理由に退職した者
提出書類	一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。 ① 「教諭経験者等特別選考申請書（様式6-1）」 ② 「教諭経験者等特別選考課題作文（様式6-2）」 ※ 沖縄県教育委員会Webサイトから様式を印刷すること。
留意事項	① 審査の結果、特別選考の該当可否は6月下旬までに通知する。 ② 第1次試験は書類選考とする。選考の結果は、8月中旬までに送付する。その際、第2次試験の日程及び詳細についても通知する。 ③ 原則、試験の実施及び合否の判定は、一般選考と別に行う。 ④ 原則、沖縄県で採用された校種・教科の受験を行う。 ⑤ 原則、合格者は受験した校種・教科の教諭として配属される。 ⑥ 本特別選考の受験資格に該当すると認められなかった者は、一般選考による受験とする。

(6) 他都道府県現職正規任用教諭を対象とした特別選考

対象校種・教科	小学校教諭等、中学校教諭等
最終合格者見込数	各校種・教科で若干名
受験資格	「3 一般選考の受験資格（2ページ）」の(1)～(4)に加え、次のすべてに該当する者 ① 小学校教諭等若しくは中学校教諭等を受験する者 ② 沖縄県以外の都道府県に所在する公立小学校若しくは中学校に勤務しており、令和6年3月31日時点で通算5年以上（休職、育児休業等の期間は含まない。）の勤務経験を有する現職の正規任用教諭（主幹教諭、指導教諭を含む。）
提出書類	一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。 ① 「教諭経験者等特別選考申請書（様式6-1）」 ② 「教諭経験者等特別選考課題作文（様式6-2）」 ※ 沖縄県教育委員会Webサイトから様式を印刷すること。
留意事項	① 審査の結果、特別選考の該当可否は6月下旬までに通知する。 ② 第1次試験は書類選考とする。選考の結果は、8月中旬までに送付する。その際、第2次試験の日程及び詳細についても通知する。 ③ 原則、試験の実施及び合否の判定は、一般選考と別に行う。 ④ 原則、他都道府県で採用された校種・教科の受験を行う。 ⑤ 原則、合格者は受験した校種・教科の教諭として配属される。 ⑥ 本特別選考の受験資格に該当すると認められなかった者は、一般選考による受験とする。

「結・UI（ゆい・ゆい）」の意味……「再び教職へ縁を結ぶ」「Uターン・Iターン」

5 第1次試験免除（一部）・第1次試験免除（全部）・加点

次の(1)に該当し、第1次試験免除（一部）を希望する者に対して、第1次試験の一般教養及び教職教養試験を免除し、専門試験を課す。なお、第1次試験免除（一部）を希望する者は、必ず電子申請で願書を作成しなければならない。

(1) 沖縄県臨任等の経験を有する者を対象にした第1次試験免除（一部）

免除を受ける資格	<p>次の①から③のすべてを満たしていること。</p> <p>① 沖縄県に所在する国公立学校（県立、市町村立又は国立大学法人附属の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。）における正規任用の教諭、常勤講師及び養護教諭、臨時的任用の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び常勤講師並びに非常勤講師（令和2年度からは会計年度任用職員にあたる非常勤講師をいう。以下「臨任等」という。）としての勤務経験を、平成30年4月から令和5年3月までの間に通算して36月以上有していること。ただし、非常勤講師の勤務経験は実際の勤務月数の8割として計算する。</p> <p>② 令和5年4月以降の臨任等経験として、次のア又はイのいずれかに該当すること。 ア 令和5年4月から出願までの間に、沖縄県に所在する国公立学校での臨任等としての勤務経験があること。 イ 令和5年4月から沖縄県に所在する国公立学校で臨任等として勤務を希望し、令和5年3月末日までに学校人事課又はいずれかの教育事務所等にその旨の登録を行っていること。 ただし、令和5年4月以降の臨任等の任用を断ったり、その連絡に応じない等の場合は、原則として免除の対象としない。 臨任等の任用に係る連絡に応じられるよう、臨任等の勤務希望を登録した学校人事課及び教育事務所等の電話番号を事前に確認すること。</p> <p>③ 出願年度の4月1日現在で、沖縄県の正規任用の教職員として勤務していないこと。</p>
提出書類	<p>一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。なお、この第1次試験免除（一部）を希望する者は、必ず電子申請で願書を作成しなければならない。</p> <p>① 「第1次試験免除（一部）・加点申請票（様式4）」 ② 「臨任等経験確認表（様式5-1）」 ③ 対象となる期間の、臨任等として勤務したときの人事異動通知書、任用通知書、雇用契約書等のいずれかの写し（以下「辞令等の写し」という。） ア 沖縄県教育委員会以外（本県の市町村教育委員会又は国立大学法人附属学校。以下同様。）が任用する臨任等として勤務した期間の辞令等の写しは、必ず提出すること。 イ 沖縄県教育委員会が任用する臨任等として勤務した期間の辞令等の写しについては、提出不要である。</p>
留意事項	<p>① 提出書類③アにおける辞令等の写しはA4版で作成すること。</p> <p>② 経歴年数の数え方について ア 1か月のうち、1日でも任用があった月は1月と数える。ただし、二重に計上することはできない。同一の月に非常勤講師とそれ以外の任用経験がある場合、非常勤講師以外としての経験があるものとみなす。 イ 経験月数は継続している必要はない。また、臨任等経験は受験する校種・教科等と同一である必要はない。 ウ 沖縄県教育委員会以外が任用した者である場合、臨任等と同等の職として発令され、又は契約し、単独で学習指導要領に定められた教科の授業を担当している者が該当する。 エ 沖縄県教育委員会以外が任用した者である場合、正規教員と比べて勤務時間が短いものは非常勤講師としての経験とみなす。 オ 学校事務職員、実習助手、指導員（英語、寄宿舎等）、支援員（学習、生徒指導等）、特別支援ヘルパー、サポーター、補助員、プール監視員等は該当しない。 カ 幼稚園、大学、高等専門学校、私立学校、職業能力開発校、農業大学校等は除く。特別支援学校幼稚部は含む。</p> <p>③ 提出書類③アにおける辞令等の写しを紛失等により所持していない場合は、「在職証明書（様式5-2）」を提出すること。在職証明書発行者は、沖縄県の市町村教育委員会又は国立大学法人附属学校の任用者である。※沖縄県教育委員会Webサイトから様式を印刷すること。</p> <p>④ 第1次試験免除（一部）の可否は、受験票に記載して通知する。なお、提出書類は一切返却しない。</p> <p>⑤ 第1次試験免除（一部）の対象となった者は、第1次試験当日、専門試験の終了後に試験会場から退場すること。会場内は試験実施中であるため、静粛を保つこと。</p> <p>⑥ 第1次試験免除（一部）の対象とならなかった者は、通常の実験者と同様に一般教養及び教職教養試験を受験すること。</p> <p>⑦ 第1次試験免除（一部）対象者の一般教養及び教職教養試験の得点は、専門試験の得点率と同様として計算し、可否を判定する。</p>

次の(2)に該当し、第1次試験免除（全部）を希望する者は、第1次試験を免除し第2次試験からの受験を認める。なお、第1次試験免除（全部）を希望する者は、必ず電子申請で願書を作成しなければならない。

(2) 沖縄県臨任等の経験を有する者を対象にした第1次試験免除（全部）

免除を受ける資格	<p>① 令和4年度実施教員候補者選考試験の小学校教諭等受験者のうち、第2次試験不合格者の中で「令和5年度実施教員候補者選考試験の第1次試験免除対象者とする」旨の通知があった者。</p> <p>② 令和5年4月以降の臨任等経験として、次に該当すること。 ア 令和5年4月から沖縄県に所在する国公立学校で臨任等として勤務を希望し、令和5年3月末日までに学校人事課又はいずれかの教育事務所等にその旨の登録を行っていること。 ただし、令和5年4月以降の臨任等の任用を断ったり、その連絡に応じない等の場合は、原則として免除の対象としない。</p>
----------	---

	臨任等の任用に係る連絡に応じられるよう、臨任等の勤務希望を登録した学校人事課及び教育事務所等の電話番号を事前に確認すること。
提出書類	一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。なお、この第1次試験免除(全部)を希望する者は、 必ず電子申請で願書を作成 しなければならない。 ① 「令和5年度実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験における第1次試験免除対象者について(通知)」原本 ② 辞令の写し(令和5年度4月から沖縄県に所在する国公立小学校で臨時的任用教諭としての登録及び任用がわかる書類)
留意事項	① 提出書類②における辞令等の写しはA4版で作成すること。 ② 第1次試験免除(全部)の可否は、受験票に記載して通知する。なお、提出書類は一切返却しない。 ③ 第1次試験免除(全部)の対象とならなかった者は、通常の実験者と同様に一般教養及び教職教養試験を受験すること。

次の(3)から(7)までのいずれかに該当し、第1次試験における加点を希望する者に対しては、第1次試験の専門試験の得点に加点する。なお、複数に該当する場合、加点は最大で20点とし、加点の結果は第1次試験の専門試験の満点を超えないものとする。また、いずれかの加点を希望する者は、**必ず電子申請で願書を作成し、必要書類を添付した上で**出願しなければならない。

(3) 特定の資格を有する者を対象にした加点(特別支援学校教諭普通免許状等)

加点を受ける資格	令和5年3月末日までに授与された1以上の領域における特別支援学校教諭普通免許状(盲・聾・養護学校教諭普通免許状を含む。)を有し、 出願時に提出書類②の提出が可能であること。
提出書類	一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。※取得見込みは対象としない。 ① 「第1次試験免除(一部)・加点申請票(様式4)」 ② 対象となる免許状の写し又は免許状授与証明書(原本)
留意事項	① 免許状の写しはA4版で作成すること。免許状授与証明書は原本を提出すること。 ② 加点の可否は受験票に記載して通知する。なお、提出書類は一切返却しない。 ③ 該当する者は、免許の領域の種類や数にかかわらず、第1次試験の専門試験の得点に15点を加点する。

(4) 特定の経験を有する者を対象にした加点(国際貢献活動)

加点を受ける資格	青年海外協力隊その他のボランティア(独立行政法人国際協力機構が派遣するものに限る。)として、海外に2年以上派遣された経験を有し、 出願時に提出書類②の提出が可能であること。
提出書類	一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。 ① 「第1次試験免除(一部)・加点申請票(様式4)」 ② 独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局が発行した派遣証明書(原本)
留意事項	① 加点の可否は受験票に記載して通知する。なお、提出書類は一切返却しない。 ② 該当する者は、第1次試験の専門試験の得点に20点を加点する。

(5) 特定の資格を有する者を対象にした加点(海技士)

加点を受ける資格	次の①から③のすべてを満たしていること。 ① 高等学校教諭等「水産」を受験する者で、三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格又はこれらより上級の資格の海技士、又は内燃機関三級海技士(機関)以上の資格を有していること。 ② ①の資格を取得してから1年以上の乗船経験を有すること。 ③ 出願時に提出書類②及び提出書類③の提出が可能であること。
提出書類	一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。 ① 「第1次試験免除(一部)・加点申請票(様式4)」 ② 海技免状の写し ③ 乗船経験を証明する書類(船員手帳の写し等)
留意事項	① 写しはA4版で作成すること。 ② 加点の可否は受験票に記載して通知する。なお、提出書類は一切返却しない。 ③ 該当する者は、第1次試験の専門試験の得点に10点を加点する。

(6) 特定の資格を有する者を対象にした加点（英語に関する資格）

<p>加点を受ける資格</p>	<p>次の①又は②のいずれかを満たしており、出願時に提出書類②の提出が可能であること。</p> <p>① 小学校教諭等又は特別支援学校小学部教諭等を受験する者で、次のア又はイのいずれかの資格を有する者</p> <p>ア 英語に係る中学校又は高等学校教諭普通免許状（令和5年3月末日までに授与されたものに限る。）</p> <p>イ 実用英語技能検定準1級以上、TOEFL iBT[®] 72点以上又はTOEIC[®] Listening&Reading Test 785点以上のいずれか</p> <p>② 中学校教諭等又は高等学校教諭等のうち「英語」を受験する者で、次のア又はイのいずれかの資格（令和3年4月1日以降に受験し、取得したのものに限る。）を有する者</p> <p>ア 実用英語技能検定1級、TOEFL iBT[®] 95点以上又はTOEIC[®] Listening&Reading Test 945点以上のいずれか</p> <p>イ 実用英語技能検定準1級、TOEFL iBT[®] 72点以上又はTOEIC[®] Listening&Reading Test 785点以上のいずれか</p>
<p>提出書類</p>	<p>一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。※取得見込みは対象としない。</p> <p>① 「第1次試験免除（一部）・加点申請票（様式4）」</p> <p>② 対象となる資格を証明する書類</p> <p>ア 英語に係る中学校又は高等学校教諭普通免許状 ⇒「免許状の写し又は免許状授与証明書（原本）」</p> <p>イ 実用英語技能検定 ⇒「合格証明書又は合格証書（原本）」</p> <p>ウ TOEFL iBT[®] ⇒「Test Taker Score Report（郵送による受験者用控えスコアレポート）（原本）」</p> <p>エ TOEIC[®] Listening&Reading Test ⇒「Official Score Certificate（公式認定証）（原本）」</p>
<p>留意事項</p>	<p>① 提出書類②アにおける免許状の写しはA4版で作成すること。</p> <p>② 資格を証明する書類の詳細については、それぞれの検定等の実施者に問い合わせること。</p> <p>③ 中学校教諭等及び高等学校教諭等を受験する者が加点を受ける場合には、指定した期間以前に取得した級及びスコアは該当しない。加点を希望する場合は、該当する期間に再度取得すること。</p> <p>④ 加点の可否は受験票に記載して通知する。なお、提出書類は一切返却しない。</p> <p>⑤ 第1次試験の専門試験の得点に、加点を受ける資格①ア又は資格①イに該当する者には15点、加点を受ける資格②アに該当するものには20点、加点を受ける資格②イに該当する者には5点をそれぞれ加点する。</p>

(7) 特定の資格を有する者を対象にした加点（司書教諭に関する資格）

<p>加点を受ける資格</p>	<p>次の①から②のすべてを満たしていること。</p> <p>① 司書教諭の資格を有していること。</p> <p>② 出願時に提出書類②の提出が可能であること。</p>
<p>提出書類</p>	<p>一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。※取得見込みは対象としない。</p> <p>① 「第1次試験免除（一部）・加点申請票（様式4）」</p> <p>② 司書教諭に関する修了証書の写し</p>
<p>留意事項</p>	<p>① 写しはA4版で作成すること。</p> <p>② 加点の可否は受験票に記載して通知する。なお、提出書類は一切返却しない。</p> <p>③ 該当する者は、第1次試験の専門試験の得点に5点を加点する。</p>

6 第1次試験

(1) 試験期日及び試験会場等（予定）

試験期日	令和5年7月9日（日曜日）
試験会場	<ul style="list-style-type: none"> ・那覇市及びその周辺 ※ 県立那覇高校、県立小禄高校、県立浦添高校及び県立那覇西高校を予定しているが、これら以外の会場になる場合もある。 ※ 校種・教科等ごとの試験会場の割振りは、6月下旬をめぐりに、沖縄県教育委員会Webサイトに掲載し周知する。
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・健康状態申告書（様式8） ※併願受験者は、午前・午後ともに受付で提出すること

(2) 試験日程

①小学校教諭等、中学校教諭等、高等学校教諭等、養護教諭等

	午前の部			午後の部		
時 間	8:35～9:00	9:00～10:00	10:30～11:20	13:05～13:30	13:30～14:30	15:00～15:50
内 容	諸注意	・筆記試験（専門試験）	・筆記試験（一般教養及び教職教養試験）	諸注意	・筆記試験（専門試験）	・筆記試験（一般教養及び教職教養試験）
所要時間	25分	60分	50分	25分	60分	50分

※ 【午前の部】の集合時刻は 8:35、各試験教室への入室許可時刻は 8:00とする。

【午後の部】の集合時刻は13:05、各試験教室への入室許可時刻は12:30とする。

②特別支援学校小学部教諭等、特別支援学校中学部・高等部教諭等（共通）

	午前の部			午後の部		
時 間	8:35～9:00	9:00～10:00	10:30～11:20	13:05～13:30	13:30～14:30	15:00～15:50
内 容	諸注意	・筆記試験（専門試験及び特別支援専門試験）	・筆記試験（一般教養及び教職教養試験）	諸注意	・筆記試験（専門試験及び特別支援専門試験）	・筆記試験（一般教養及び教職教養試験）
所要時間	25分	60分	50分	25分	60分	50分

※ 【午前の部】の集合時刻は 8:35、各試験教室への入室許可時刻は 8:00とする。

【午後の部】の集合時刻は13:05、各試験教室への入室許可時刻は12:30とする。

7 第2次試験

(1) 試験期日・会場・内容等（予定）

試験期日	令和5年9月2日（土）～ 9月3日（日）	
試験会場	県立那覇高等学校・県立首里高等学校	
試験内容	ア 小学校教諭等、イとウを除く中学校教諭等、高等学校教諭等及び養護教諭等	・個人面接（模擬授業等含む。）
	イ 中学校教諭等及び高等学校教諭等のうち「技術」「農業」「音楽」「美術」「家庭」「保健体育」の教科	・個人面接（模擬授業等含む。） ※実技内容含む。
	ウ 中学校教諭等及び高等学校教諭等のうち「英語」の教科	・個人面接（模擬授業等含む。） ※英語の口頭による質疑応答含む。
	エ 特別支援学校小学部教諭等	・個人面接（模擬授業等含む。）
	オ 特別支援学校中学部・高等部教諭等（共通）のうち「保健体育」「音楽」「美術」の教科	・個人面接（模擬授業等含む。） ※実技内容含む。
主な提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・受験調書（様式7）・・・写し3部を郵送提出（8/23必着） ・健康状態申告書（様式8） ・面接調書（様式9） 	

(2) 個人面接(模擬授業等含む。)について

試験時間	試験の内容
一人40～45分程度 (移動時間等含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・模擬授業等のと、続けて面接（質疑応答等）を行う。 ※模擬授業等には、模擬授業の部分と教科等に関する質疑応答の部分を含む。 また、校種・教科等によっては模擬授業等に関連した提出物を求める場合もある。 内容の詳細については、第1次試験合格者に対して通知する。 ・「実技内容含む。」は、それぞれの校種・教科等の模擬授業等に内容に含める。 ・「英語の口頭による質疑応答含む。」は、それぞれの校種・教科等の模擬授業等に含める。

8 出願手続

原則として、「(1) 電子申請」の方法で出願すること（特段の事情により電子申請ができない者は、学校人事課まで問い合わせること。）。

特例対象者のみ、「(2) 特例対象者申請」で出願すること。
いずれの場合も、最後は郵送提出が必要である。

(1) 電子申請【インターネットを利用して必要事項を入力し、郵送提出する方法】

※ 第1次試験免除(一部)・加点については、この方法でのみ申請することができる(特例対象者は、学校人事課から送付する所定様式で申請すること。)

入力期間等	令和5年4月1日(土)0時～4月28日(金)15時59分
場所(URL)	沖縄県教育委員会 > 教職員採用等 https://www.pref.okinawa.jp/edu/jinji/saiyo/index.html
必要な環境	① インターネットに接続できるPC等の端末 ② プリンター ③ A4用紙(通常のコピー用紙。カラー用紙や厚紙等は使用しないこと。) ④ メールアドレス ※ 「@pref.okinawa.lg.jp」からメールを受信できるように設定しておくこと。
申請方法	① 電子申請システム利用者IDの取得・基本情報の入力・必要書類の印刷等 ※ 詳細は、別紙「 受験願書等入力要領(電子申請用) 」を参照すること。 ② 電子申請終了後の各作業(本人の署名欄等への手書き、写真・切手の貼付等) ※ 詳細は、別紙「 電子申請終了後の作業要領 」を参照すること。 ③ 書類の提出 ※郵送のみ 「(3) 出願書類の提出方法」に従って、書類を郵送提出すること。

(2) 特例対象者申請【願書等書類を郵送請求して必要事項を記入し、郵送提出する方法】

対象者	特例対象者(2ページ)に該当する者のみ
書類の返送期間	令和5年4月3日(月)以降順次
申請方法	① 出願に必要な書類の請求 次のあて先に、「250円切手を貼り付けた角形2号封筒(縦33.2cm、横24cm)に書類送付先の住所・氏名(敬称は「様」)を記入した返信用封筒」を送付すること。 送付する封筒の表には「 特例対象者 教員試験願書請求 」と朱書きすること。 あて先 〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1-2-2(13階) 沖縄県教育庁学校人事課 注意事項： ア 書類請求は、令和5年4月3日(月)から受け付ける。 イ 令和5年4月3日(月)以降、書類請求の到達後2～3日(土・日・祝日を除く)で順次返送する。 ウ 郵送の往復に要する日数を考慮し、余裕を持って請求すること。 エ 返信に速達を希望する者は、速達に必要な切手を追加で貼り付け、封筒上部に「速達」と朱書きすること。 ② 書類の記入等 出願に必要な書類の記入や写真・切手の貼付等の作業を行うこと。 ※ 詳細は、送付される「 受験願書等記入要領(特例対象者用) 」を参照すること。 ③ 書類の提出 「(3) 出願書類の提出方法」に従って、書類を郵送提出すること。

(3) 出願書類の提出方法

(1)、(2)の出願に必要な書類は、郵送提出のみ受け付ける。

提出書類	「出願時必要書類一覧表」を確認し準備すること。 提出書類はすべてA4版で印刷・作成すること。
出願書類の準備	出願に必要な書類のうち「出願書類提出様式」を、角形2号封筒（縦33.2cm、横24cm）に貼り付け、出願に必要な書類をすべて同封し準備すること。
提出方法	① 準備した出願書類提出用封筒を、特定記録又は簡易書留で郵送すること。 ② 願書受付期間 令和5年4月1日（土）～4月28日（金） ※ 4/28消印有効 あて先： 〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1-2-2（13階） 沖縄県教育庁学校人事課 ③ 注意事項 ア (1)電子申請または(2)特例対象者申請のいずれの場合も、出願書類は郵送提出すること。 イ 特定記録又は簡易書留は、郵便局の窓口でのみ引き受けており、ポストに投函することはできないので注意すること。 ウ 願書受付期間最終日に郵送する場合、特定記録又は簡易書留に加え、速達とすること。 エ 書類が到達したか否かの問い合わせには応じない。追跡サービス等で確認すること。

9 暴風雨時等の対応

台風等、暴風雨時の試験実施については、原則として次のとおりとする。なお、試験前や試験当日、試験の実施に変更が生じる場合には、沖縄県教育委員会Webサイトで連絡するので、各自参照すること。台風以外の災害発生時も同様とする。電話での問い合わせは事務に支障が生じるため行わないこと。

- (1) 暴風警報等発令中でも、当日朝、バスが始発から運行している場合は、試験を実施する。
- (2) 試験開始後、バスが運行停止になった場合、別途指示する。
- (3) 暴風警報等が発令され、バスが始発から運行停止になった場合、その日の試験は行わず延期する。
- (4) 予定日に試験が実施できなかった場合の試験日延期については、下記の日程を基本とし、詳細は沖縄県教育委員会Webサイトで連絡する。
 - ・第1次試験……令和5年7月16日（日曜日）
 - ・第2次試験……令和5年9月9日（土曜日）～9月10日（日曜日）

参考1 令和5年度の主な変更点

- (1) 一般選考の受験資格にある受験年齢について
受験年齢の上限を59歳に変更します。
(昭和39年4月2日以降に出生した者)
- (2) 第1次試験における第1次試験免除(一部)の資格要件の緩和について
沖縄県臨任等の免除を受ける資格について勤務経験を変更します。
勤務経験を「平成30年4月から令和5年3月までの5年間に通算して36月以上有していること」とします。
- (3) 特別選考の対象校種・教科の拡大について
下記①・②の対象校種・教科を「小学校教諭等及び中学校教諭等」に変更します。
 - ① 「沖縄県正規任用教諭経験者を対象とした特別選考」
 - ② 「他都道府県現職正規任用教諭を対象とした特別選考」※今後、上記①・②の特別選考は、「結・UI(ゆい・ゆい)特別選考」と称し、沖縄県内外に広く周知していきます。
- (4) 中学校教諭等(全教科)を受験する者の小学校教諭等への併願受験について
中学校教諭等(全教科)を第1志望で志願・受験する者で、小学校の教育職員普通免許状を所有している者(取得見込み含む。)は、第2志望で小学校教諭等へ志願し、2校種の第1次試験を受験することができます。
- (5) 「特別支援学校専門筆記試験」について
特別支援学校小学部教諭等、特別支援学校中学部・高等部教諭等(共通)のそれぞれの第1次試験の専門試験内容に、「特別支援学校専門筆記試験」に関する内容を加えます。
- (6) 第2次試験について
中学校教諭等及び高等学校教諭等のうち「技術」「農業」「音楽」「美術」「家庭」「保健体育」の教科及び特別支援学校中学部・高等部教諭等(共通)の第2次試験の個人面接(模擬授業を含む。)に実技内容を含めます。それに伴い、中学校教諭等及び高等学校教諭等のうち「技術」「農業」「音楽」「美術」「家庭」「保健体育」の教科及び特別支援学校中学部・高等部教諭等(共通)の第2次試験日程を新設します。試験内容・日程の詳細は、該当する校種・教科の第1次試験合格者に通知します。
- (7) 「結・UI(ゆい・ゆい)特別選考」の(5)「沖縄県正規任用教諭経験者を対象とした特別選考」の受験資格の改定について
介護・育児・配偶者の転勤等を理由に退職した者の退職日による制限を設けません。
※ 令和4年度実施：平成24年3月31日以降に介護・育児・配偶者の転勤等を理由に退職した者。
下線部を削除します

参考2 令和6年度実施教員候補者選考試験における変更予定について

- (1) 令和6年度実施教員候補者選考試験についてお知らせがある場合は、随時沖縄県教育委員会Webサイトで周知します。
- (2) 令和6年度実施教員候補者選考試験の第1次試験免除(全部)制度について
令和5年度実施教員候補者選考試験の第1志望による小学校教諭等及び中学校教諭等受験者のうち、第2次試験不合格者の中で「令和6年度実施教員候補者選考試験の第1次試験免除(全部)対象者とする」旨の通知があった者について、令和6年4月から沖縄県の国公立小学校若しくは中学校で臨時的任用教諭として勤務するため、沖縄県教育委員会の指定する日までに各教育事務所等へ登録し、令和5年度に受験した同一の校種・教科に出願した場合、第1次試験免除(全部)する制度とします。
※ 下線部(変更箇所)

参考3 令和7年度実施教員候補者選考試験における変更予定について

- 下記の校種・教科で大学推薦を実施します。
- 高等学校教諭等 工業(建築)・工業(土木)
 - 高等学校教諭等 水産
- ※ 詳細が決まり次第、随時沖縄県教育委員会Webサイトで周知します。